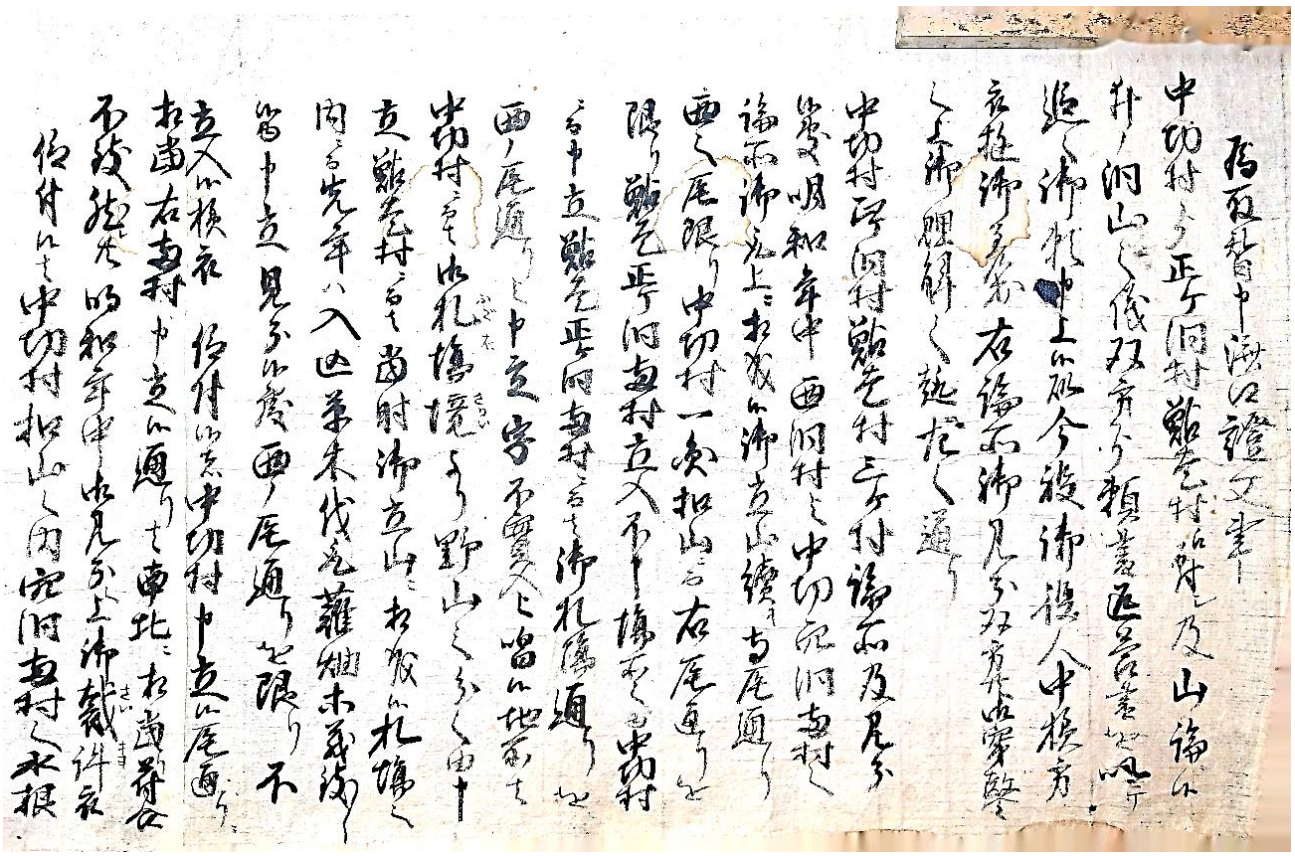

指取替申済口証文事（示談書の確かめ）

中切村より正ヶ洞村鮎走村え申付し、山論に及候
井の洞山の義、双方より頼書返答書を以て
追々御頼申上候砌、今般御役人中様方
御差出遊ばされ、右論所御見分双方共御穿鑿
の上御理解の趣左の通り
中切村正ヶ洞村鮎走村三ケ村論所及見分
候処、明和年中西洞村迄中切穴洞両村の
論所御取上に相成候。御立山続き両尾通り
西の尾限り中切村一円扣（ひかえ）山にて右尾通りを
限り鮎走正ヶ洞両村立入申さず場所の由中切村
にて申立鮎走正ヶ洞両村にては御礼場通りを
西ノ尾通り迄申立字不実人迄唱候地所は
中切村にては札場境より野山の分の由申
立鮎走村にては当時御立山に相成候。札場の
内にて先年は入込草木伐取薙畑等も致し
候由、申立見分候処、西ノ尾通りを限り不
立入候様　仰せつけられ候は中切村申立候。尾通り
相当右両村申立候通りは南北に相当り符合
致さず然れ共、明和年中御見分の上御裁許（サイキョ）
仰せ付けられ候は中切村扣山の内穴洞両村の水根

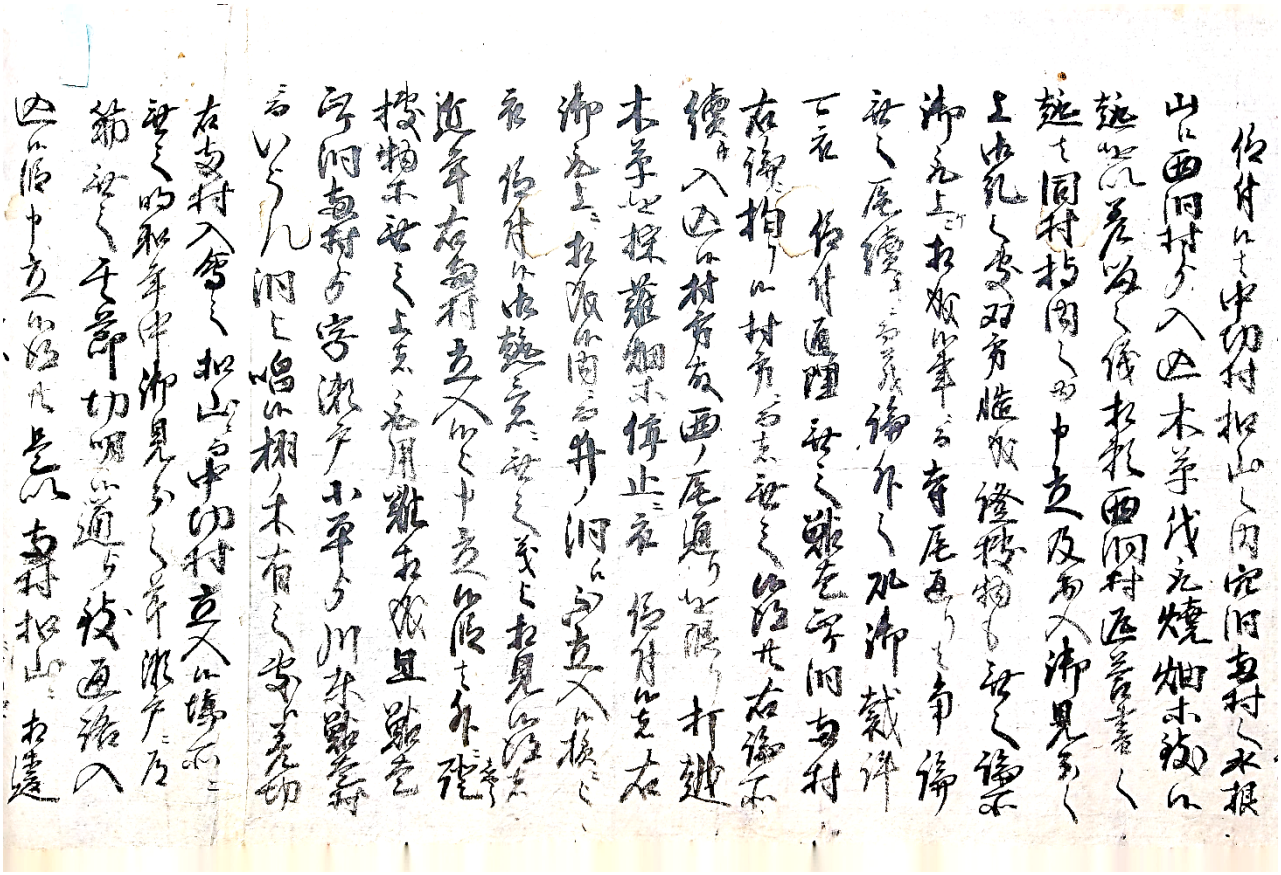

山え西洞村より入込木草伐取焼畑等致し候
趣を以、差留の儀相頼西洞村返答書の
趣は同村持内の由申立及出入御見分の
上御礼の処、双方慥に成証致物も之無く論所
御取上げに相成候事にて奉、尾通りは争論
之無く尾続きにても論外の処御裁許
仰せつけらるべく道理之無く、鮎走・正ヶ洞両村
右論に拘り候。村方にては之無候得共、右論所
続え入込候。村方故西ノ尾通りを限り打越
木草を狩薙畑等停止に　仰せつけられ候は右
御取上に相成候間にて、井の洞え立入ず候様にまで
　仰せ付けられ候。御趣意に之無義迄相見候得ば
近年右両村立入候上申立候段は外に證（しやう）
被物（ひらきのもの）等これ無き上は取用相成難く且鮎走
正ヶ洞両村より字瀬戸小平より川東鮎走村
にていらん洞まで唱候。栩ノ木の有処は差切
右両村入会之扣山にて中切村立入候論所に
之無く、明和年中御見分之節瀬戸に道
筋之無く、其節切明候通より致し通路入
込候段申立候得共、是以両村扣山に相違

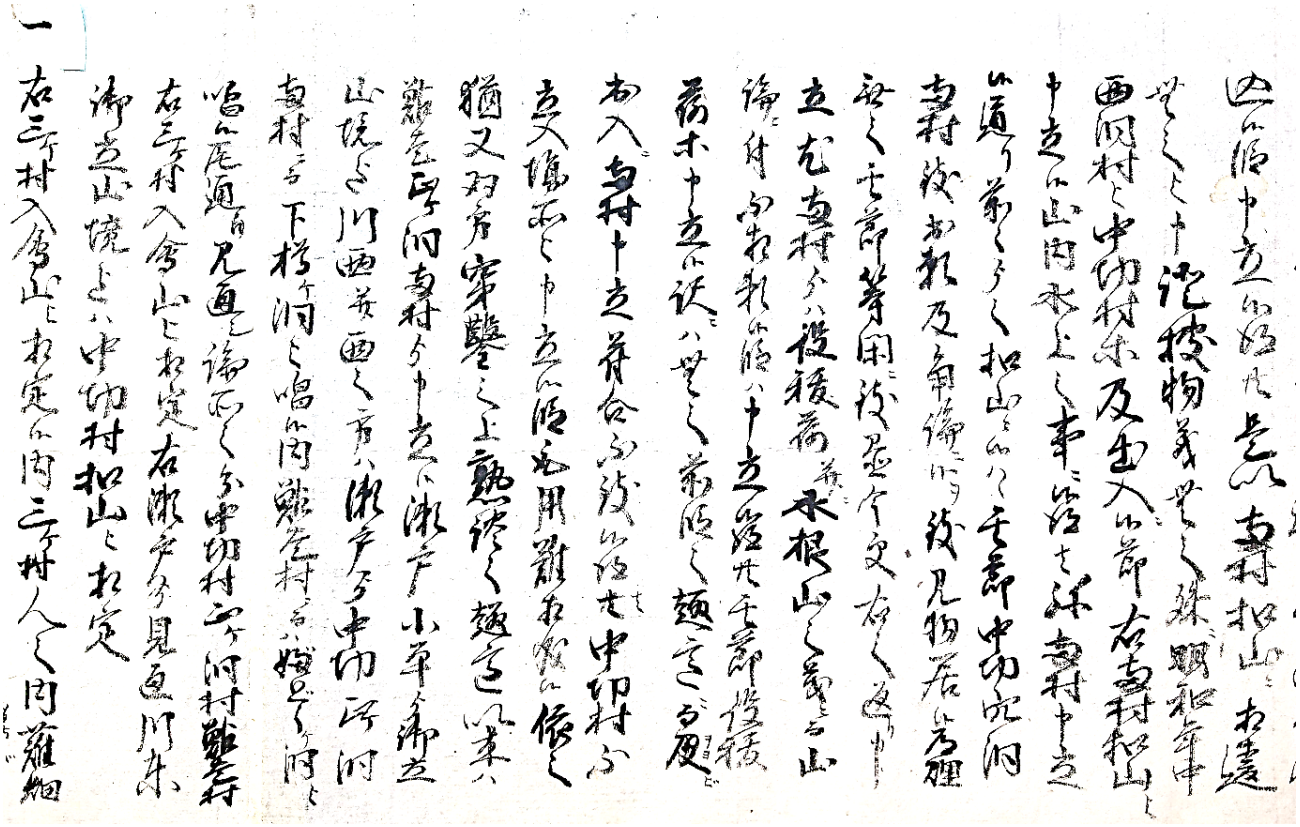

之無迄申 證 被 物もこれ無く、殊ニ明和年中
西洞村迄中切村等及出入ニ候節、右両村扣山迄
申立候。山内水上之事ニ候得ば弥。両村申立
候通り前々よりの扣山ニ候はば、其節中切穴洞
両村出願致し及争論に候を見物致居候道理
之無其節等閑に致置、今更右の通り申
立尤両村よりは役積荷並に水根山の義にて山
論に付相頼ず候段は申立候得共其節役積
荷等申立候訳にはこれ無く、前段の趣意にて及び
出入に両村申立付合致さず候得共（ば）、中切村不
立入場所より申立候段取用難相成候。之に依
猶又双方穿鑿の上熟談の趣意を以、東は
鮎走正ヶ洞両村より申立候。瀬戸小平より御立
山境迄川西並西の方は瀬戸より中切正ヶ洞
両村にて下樽ケ洞迄唱候内、鮎走村にてはぶどうケ洞迄
唱候尾道え見通し論所の分中切村正ヶ洞村鮎走村
右三ケ村入会山迄相定右瀬戸より見通川東
御立山境迄は中切村扣山迄相定

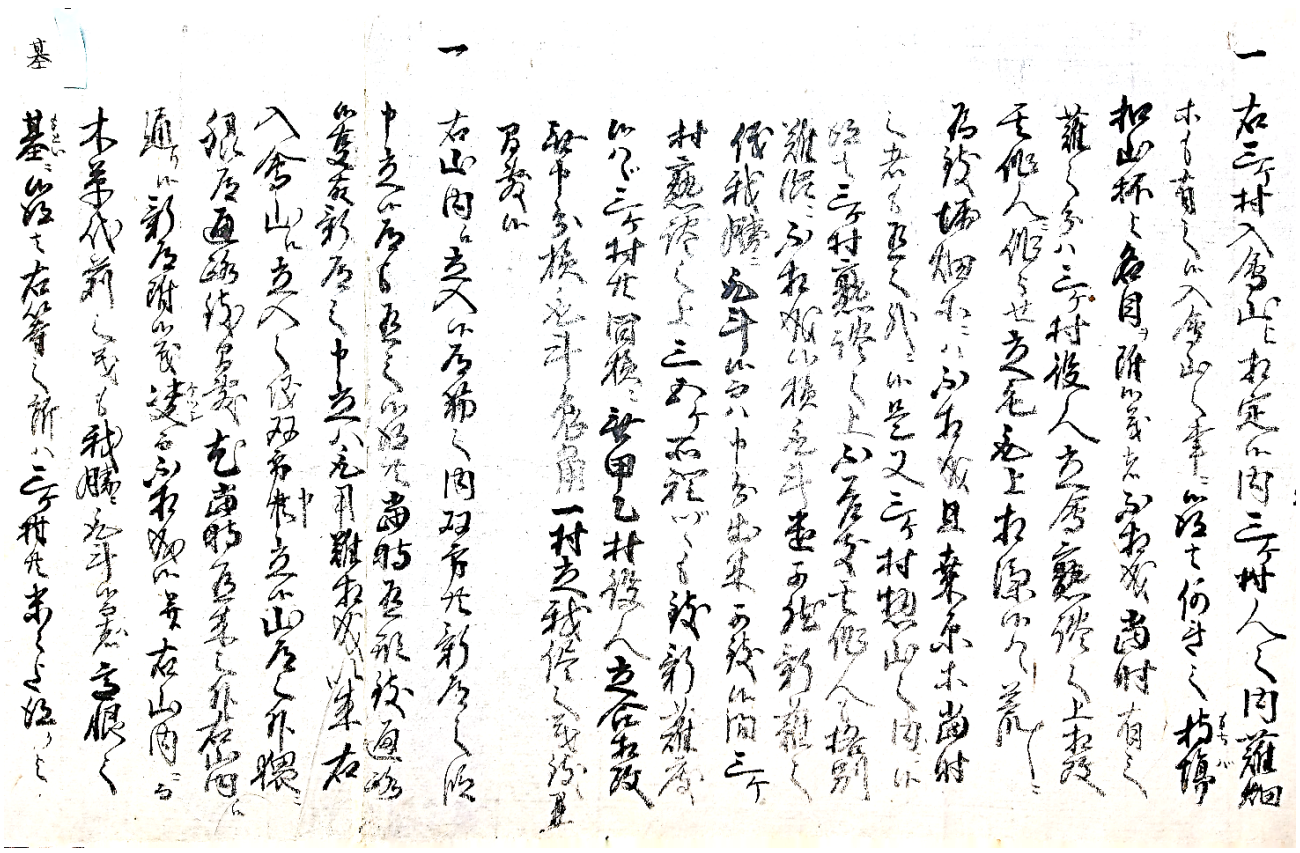

一右三ケ村入会山迄相定候内三ケ村人の内薙畑等も之有候。入会山之事に候得ば何れの持場扣山杯迄名目を付候義は相成らず、当時之有難の分は三ケ村役人立会熟談の上相改其作人に作らせ立も取上相隠候有荒〻に為致論畑等には相成らず、且桑原等当時の者も之置く弥に候。是又三ケ惣山の内に候得ば三ケ村熟談の上差支えず、其作人も格別難侶に相成らず候。積取斗置き然るべく新薙の儀我勝に取斗候ては申分出来致べく候間、三ケ村熟談の上三五ケ所程づつも致新薙度候はば三ケ村共同様に甲乙無く村役人立会改申分無き様取斗兎角一村丈我儘の義致間敷候。

一右山内え立入候道筋の内双方共新道の段申立候道も之置き候得共、当時置形致通場候所故、新道の申立は取用相成難以来右入会山え立入の儀双方共申立候山道の外猥に摂道通路致間敷、尤当時道末の外右山内の通り候新道附候義決して相成らず候。並右山内にて木草伐苅の義も我勝に取斗候ては高恨の

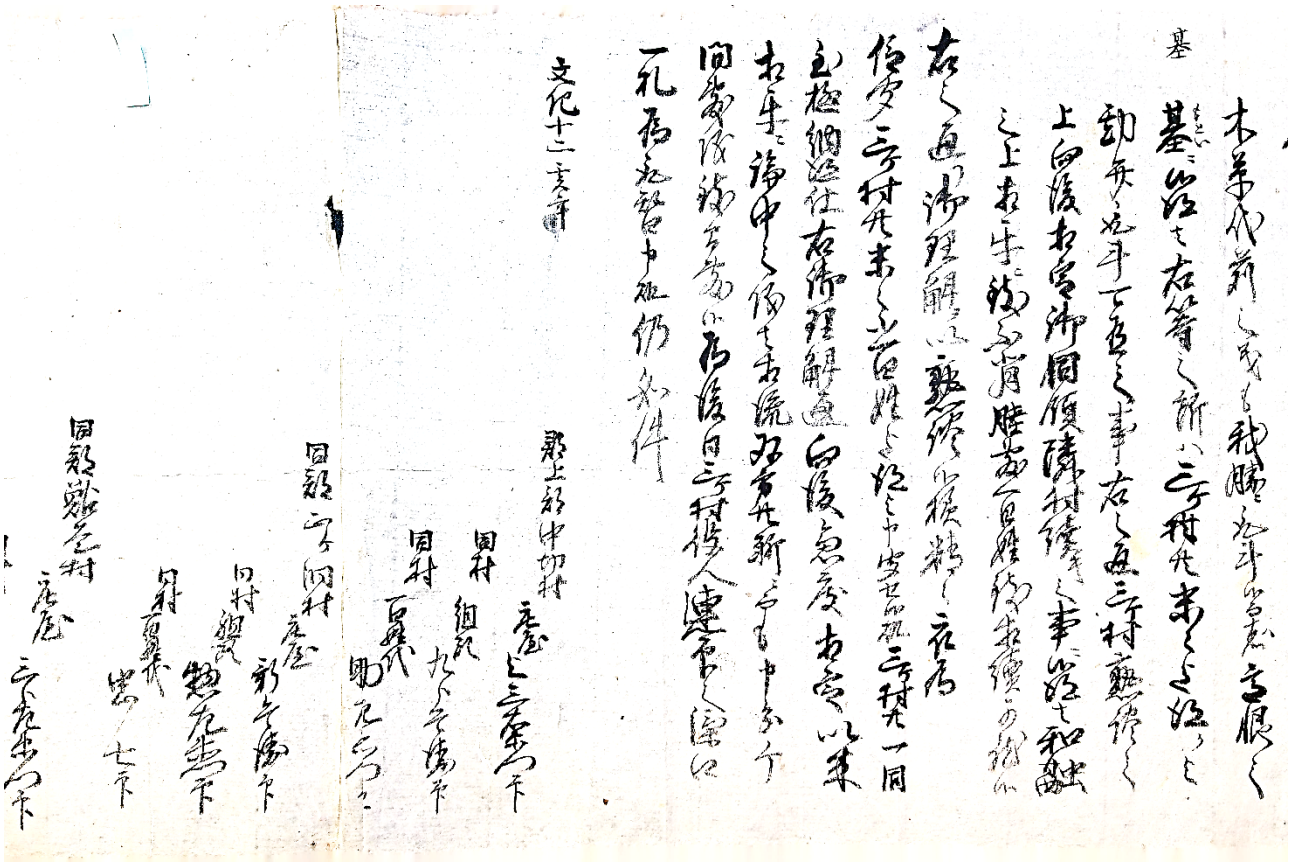

基に候得ば右等の所は三ケ村共末々迄得ク迄
勤並取 斗之を下し置く事右の通、三ケ村熟談の
上向後相定御同領隣村続きの事に候得ば、和融
の上相手に致不肖睦敷く百姓の相続致し然るべく候。
右の通り御理解を以熟談候様精々
仰聞かせなされ、三ケ村共末々小百姓迄この段申聞せ候砌、
三ケ村共一同
至極納得仕右御理解通向後急度相定以来
相手に論中の□は相続双方共新にても申分けが
間敷義致間敷候。後日の為に三ケ村役人連印の済口
一札為取替申砌仍如件。

文化十二亥年（一八一五）「ここには書いてないが八月」

郡上郡中切村　庄屋　与三右衛門印
同村　組頭　九郎兵衛　印
同村　百姓代　助佐衛門　印
同郡正ヶ洞村　庄屋　新兵衛　印
同村　組頭　惣佐衛門　印
同村　百姓代　忠七　印

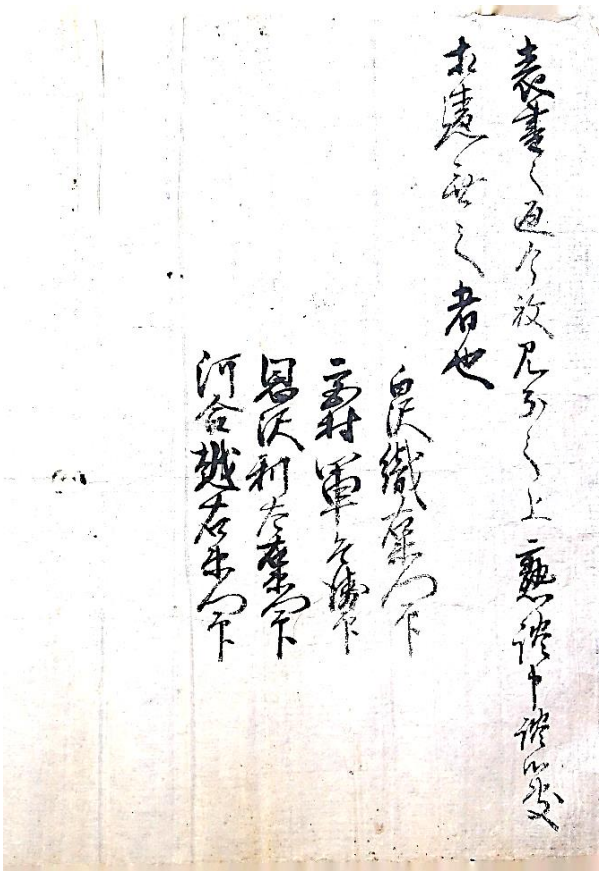

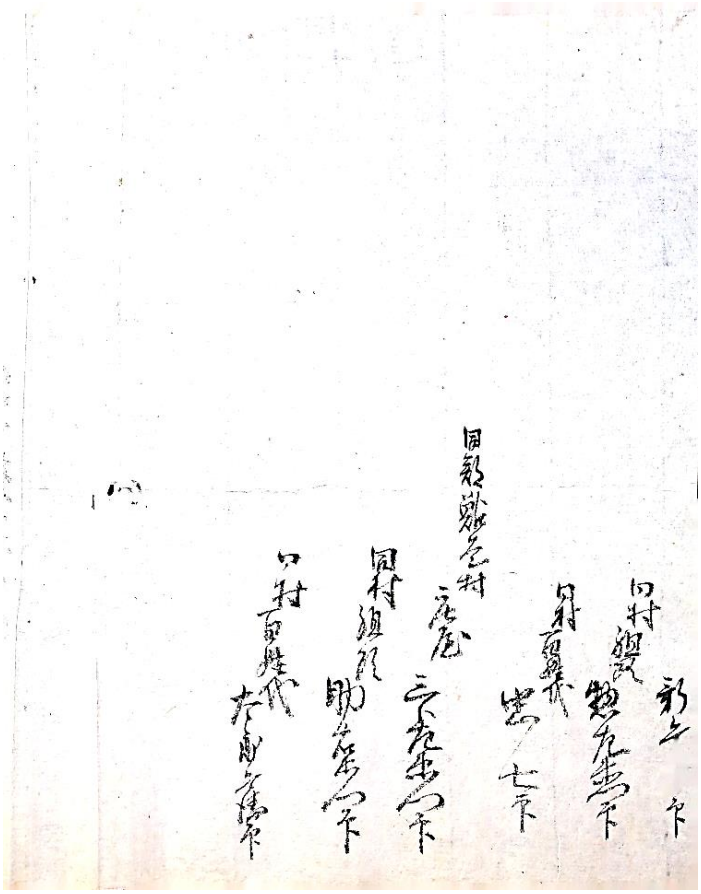

同郡鮎走村

庄屋　三郎左衛門印

同村　組頭　助右衛門　印

同村　百姓代　太郎兵衛　印

表書の通（とおり）今般見分の上熟談申談候処

相違之無者也（そういこれなきものなり）。

白沢織右衛門　印

宮村軍兵衛　印

恩(谷)沢利太右衛門印

河合越右衛門　印

## 「高鷲村史」の要約

「中切村、正ヶ洞村、鮎走村の山論に及んだ井の洞山のことについて、今度お役人が実地検分なされ従来各村の間において争っていた井の洞谷の西の尾根通りの境界について熟談の結果、鮎走、正ヶ洞両村から申し立てた瀬戸の小平から御立山境まで、川西ならびに西の方瀬戸より中切、正ヶ洞両村にて、下樽（たる）ケ洞と申す内鮎走村にてはぶどうが洞と申す尾根通りへ見渡し、論所の分中切村、正ヶ洞村鮎走村三ケ村入会山と相定め、瀬戸より見通し川東御立山境まで中切村入会山と相定め、新規に通り道をつくらぬこと、右熟談の上以後互いに隣村のことゆえ睦まじく百姓相続いたしましょう。後日のために三ケ村役人連印の済口（すみくち）一札とりかはせ申すところ件のごとし。」

同じ証文が中切村、正ヶ洞区長文書にもある。なおこれ以後大きな山論争いは起こっていない。

「済口」というのは示談のことで、大日岳の山麓の村々が土地の使用について争ったのが山論である。入会山だった所へ、他村のものが来て草刈りをするので御田地を養うことができないし、村が立ち行かなくなって困る、と藩に訴えたことから山論が始まる。でも裁判にはとても時間がかかる。

さらに薙畑を作る問題が絡む。山の草は田んぼの肥料や牛馬の飼料として大切であったので、山の草刈りは必要であり死活問題だったのだ。

また、訴訟の際に当事者の間にたって和解させることや人を「扱・嘱」（あつかい）といい、間に立つ人に他村の庄屋やさらには八幡町の人を頼んだりしている。

そして、そういう示談でまとまることを「済口」と言い、証文を「済口証文」といって奉行所にとどけられると裁許（判決）と同じ効果を生じた。この証文は関係者がそれぞれがコピーすることになっている。

寛政年間（１７９８年）に山論が起こり内済（内々の済口）で済んだが、文化八年（１８１１年）になって入会地を使うなとか、刈り取った草を差し押さえたりすることがあって藩に訴えたが、これも内済で済んだ。しかしその時の条件に他の村民は納得がいかない。さらに他村のものが新道をつくり、入り込んできているというので、文化十年ごろ藩に訴えている。

・扣山（ひかえやま）とは何か？
・樽ケ洞は井の(猪)洞川の上流西側に現在小字名として存在する。その北側（山側）が大鷲、鮎立、西洞の入会地。
・札場は高札場。
・御立山は藩の直轄林。これがどこにあったのか？
・證披き（あかしひらき）＝証拠
・取斗＝取り計らい